

# 【給費】 家計急変 緊急給付金

家計が急変し修学が困難な学生に対して学資を給付

## 対象者

保証人または主たる生計維持者の失職、破産、事故、病気、死亡等により家計が急変した人  
(日本学生支援機構「家計急変による緊急支援」の採用基準に準ずる)

※以下の事由は家計急変による緊急対応の対象外です。

- ・定年退職、自己都合による退職
- ・離婚

※以下に該当する人は申請できません。

- ・学業成績（卒業要件科目）の GPA が 2.3 未満の人
- ・授業科目の出席率が 6 割を満たさない人、または修学意欲が著しく低いと認められる人
- ・当該年度に自然災害等の被災による学費減免を受給した人、または申請中（申請予定）の人
- ・当該年度に学費補助奨学金を受給した人、または申請中（申請予定）の人
- ・新型コロナウイルス感染症に係る家計急変 緊急給付金を受給した人、または申請中（申請予定）の人

## 給付額

学部生 300,000 円      大学院生・短期大学生 150,000 円

## 提出書類

- 1.申請書（所定用紙）
- 2.成績証明書
- 3.家計急変を証明する書類
  - (1) 「雇用保険受給資格者証」の写し、病院の領収書、「死亡証明書」、「交通事故証明書」、「破産の宣告又は破産手続開始の決定の通知を受けている。」と記載された市区町村長発行の身分証明書など
  - (2) 家計急変前後の収入に関する書類 \* 収入の急減が確認できる書類

随時受付を行っていますので、該当者は学生部へお問い合わせください。

※家計が急変してから **12 カ月以内**に申し込む必要があります。